

## 別紙 1

## みなし利息に関する規定の比較

	貸金業法14条	利息制限法3条	出資(金利等取締)法5条7項
利息にみなされるもの	<p>金銭の貸付に関し債権者の受取る元本以外の金銭。</p> <p>礼金、割引料、手数料、調査料、その他何らの名義をもってするを問わない。</p>	<p>金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭。</p> <p>礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。</p>	<p>金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭。</p> <p>礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもってするを問わない。</p>
除外されるもの (○)	<p>契約の締結の費用 債務の弁済の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印紙税 →○</li> <li>・ 公正証書作成費用 →○</li> <li>・ 抵当権設定登記の司法書士報酬・出張費用 →○?</li> <li>・ シンジケートローンのエージェントフィー →×?</li> <li>・ ノリコースローンの不動産賃料収入・修繕等支出の現金管理業務の手数料 →×?</li> </ul>		<p>なし</p> <p>すべて ×</p>

別紙 2 現行貸金業法の具体的規制の疑問点、問題点

	規制の概要		疑問点、問題点
17条 1項	(契約時) 交付書面の記載事項	「貸付けの利率」 (所謂「実質金利」) の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アップフロントフィー(貸付実行時の手数料:元本使用の対価というよりも、貸付実行に至るまでの諸業務負荷に対応する費用負担的性質のもの)がある場合、利息先取の場合など、実質金利は約定利率より上がる。法人向け貸付ではアップフロントフィーを取得するのが通常。</li> <li>●銀行には実質金利表示義務がなく、全く同条件の貸付けであっても、貸金業者のみ実際は高いというような利率表示が義務となって、競争条件が異なっている。 [⇒別紙3ご参照]</li> <li>●例えば、シンジケート・ローンで参加銀行と一つの契約書で同条件で融資する場合でも、貸金業者だけこの表示が必要となる。</li> </ul>
	交付書面の記載事項	「貸付けの利率」 (所謂「実質金利」) 変動金利の表示特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2003年改正法でようやく、15条1項2号に、貸付けの利率を表示・説明できないやむを得ない場合を政令で定めると規定され、市場金利に連動する変動金利のみが政令に規定されて、変動金利の表示の仕方が明確にされた。</li> <li>●しかし、「実質金利」の定義的条項は、14条1号と15条1項2号にある。14条に「以下同じ」の文言があり、これが定義と考えられるが、変動金利の表示特例の条項は14条にはなく、15条のみにあるため、変動金利の表示特例は15条(広告表示)の場合にのみに許されるが、14条(貸付条件の掲示)や17条(契約時書面交付)では許されないとも解される。14条、17条その他の条項においても同様の表示特例が認められるべきである。</li> </ul>

	<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「貸付けの利率」 (所謂「実質金利」) 表示・説明できない場合の表示特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15条1項2号(2003年改正法)に、貸付けの利率を表示・説明できないやむを得ない場合を政令で定めると規定されているが、政令では、市場金利に連動する変動金利のみが規定されている。</li> <li>例えば、収益連動金利特約付きローンの場合も、利率が変動するため「実質金利」は計算できない。貸付けの対価の一部として借主の新株予約権の付与を受けた場合も、新株予約権をどう評価するかの問題があり「実質金利」は計算できない。</li> <li>●法人向け取引の場合は、いろいろな取引関係が想定され、取引類型で政令指定する方式では対応が困難である。</li> <li>●15条1項2号は、「利率を表示・説明できないやむを得ない場合」とするが、この文言は誤解を招く。利率の約定内容は明確であり説明できるのであって、単に政令が定めた『固定的』な考え方の値(現在価値修正による年利率計算した値)を表示することが妥当でない場合なのである。</li> </ul>
--	------------------	-----------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「貸付けの利率」 (所謂「実質金利」) みなし利息から除かれるものの範囲</p>	<p>●14条1号で、元本以外の金銭で利息でないものは「みなし利息」となり、「みなし利息」から「契約の締結の費用」と「債務の弁済の費用」が除かれる。しかし、その範囲は難しい。例えば、以下のようなものはどう考えるべきか。</p> <p>① 担保権設定に伴い司法書士に支払う報酬、出張費用などが「契約の締結の費用」と当たるか。</p> <p>② アップフロントフィー(貸付実行時の手数料)は、元本使用の対価というよりも、貸付実行に至るまでの諸業務負荷に対応する費用負担的性質のものであり、契約締結費用とも考えられる。消費税との関係では、金利は非課税で、アップフロントフィーは課税が一般的だが、アップフロントフィーを実質金利には算入するとするのが保守的な扱いとなってズレが生じる。その場合、消費税分を実質金利に算入するかも問題となる。</p> <p>③ ノンリコースローン、プロジェクトローンなどでは、対象物件による収入と修繕等支出の管理を貸主・その委託先が行なうが、そのための費用・報酬は「債務の弁済の費用」か。これを、みなし利息と考えたとして、手数料が業務負荷等によって変動する、支払日の変動するような場合には、「実質金利」が計算できない。</p> <p>④ シンジケートローンで貸金業者が組成を行なってエージェントとなる場合、エージェントフィーは契約締結費用、債務弁済費用となるか。</p> <p>●また、ノンリコースローン、特にCMBSを想定した場合、CMBS投資家への償還金の安全性を高めるため、約定弁済金支払準備のための留保金や修繕積立金などの現金を貸主などが保管・留保することが行なわれるが、これらの資金は実質金利に反映させるか否かも問題がある。貸金業者はこの点を考慮しなければならないが、銀行が同様のことを行なう場合にはそのような考慮の問題はそもそもない。</p>
--	------------------	-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「貸付けの利率」 (所謂「実質金利」)</p>	<p>●そもそも、法人は事業上の資金の出入金(資金繰り)の管理をすることは当然のことで、支出の負担を承知して契約している。それら種々の性質を有する資金をまとめて現在価値修正による年利率計算した値を明示しなければ、およそ法人の借入れの保護に欠けるものであるのだろうか。</p>
<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「返済の方式」 の記載</p>	<p>●返済の方式とは何か、政省令、ガイドラインに記述はない。財団法人大蔵財務協会の書籍(「貸金業法のすべて」)によると、「元利均等返済方式」「元金均等返済方式」「一括返済方式」「定率リボルビング方式」「定額リボルビング方式」「自由返済方式」などとされている。</p> <p>●法人向け貸付けでは、ニーズに応じていろいろな返済条件が設定されることがある。例えば、業界で通常いわれる「バルーン方式」。そのなかにも当初一定期間返済を猶予したりするなどバリエーションもある。また、収入の季節性に合わせて、返済額を設定するなど、変則的な条件を柔軟に設定することもある。このような場合、業者が勝手に案出した文言で返済条件を示すことが要求される。しかし、返済は、期日と金額と元利金の内訳が明示されることで必要十分であって、このようなことに何の意義があるのだろうか。</p> <p>名前を付けなければいけないというのは、少なくとも法人向け貸付けにおいてはナンセンスであろう。</p> <p>●個人の借主が「元利均等」「リボルビング」といった文言をどれだけ知っているのかも疑問がある。</p>

	<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「受取る書面の内容」の記載</p>	<p>●法律と規則の条文を便宜的に合成すると、「貸付けに関し貸金業者が受取る書面の内容」(規則)についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。」となる。</p> <p>●交付する書面としては、「受取る書面の内容」が記載されている必要があると考えられるので、結局、受取る書面のコピーを交付しないと「書面の内容」に漏れがあることになるので、コピーを交付する。</p> <p>●監督を行なう財務局は、「取締役会議事録写し」や「納税証明書」なども本規定の対象として、それらの書類名を記載した書面を交付し、その書面の受領書を取得するよう指導する。</p> <p>しかし、①これらの書面は貸付けの契約の内容を明らかにする書面とは思われなし、②書類名を記載するだけでは書面の内容は明らかにならないし、③もともと借主のものである書類のコピーを借主からもらって、また貸主から借主に交付するというのも不可解である。担保不動産謄本、商業謄本を借主から受取った場合に、この規定に該当するとすると、そのコピーを取って借主に交付することにもなる。</p> <p>●法人向け貸付けにおいて、その必要性には疑問がある。</p>
--	------------------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「担保の内容」の記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付する書面としては、担保物の明細のみならず、契約条項も担保の内容となると考えられるので、担保設定契約のコピーを交付する。根抵当などで貸付けを反復して実行する場合、貸付けのつど同じもののコピーを交付することになる。担保不動産が多数あり法務局が異なる、取得時期が異なるなどの場合、対象の担保が増えるためダンボール箱に入れて渡すこともある。借主から「もういらぬ」と頼まれても、交付しなければ法律違反である。</li> <li>● 法人向け貸付けの根担保取引、複数物件の反復的取引などが全く考慮されておらず、コピーの無駄づかいが生じている。</li> </ul>
<p>交付書面の記載事項</p>	<p>「各回の返済金額」の記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約を締結したとき遅滞なく書面を交付しなければならないが、変動金利の場合、次回金利改定日以降の返済金額は決まっていぬので記載できない。あえて、当初利率で仮定して全期間の返済金額を交付するとすれば、むしろ借主は混乱するだろうし、住宅ローンのような長期のローンであれば無駄も大きい。</li> <li>● 大型プロジェクトローンの場合、契約を先行して締結し、後の融資実行の時点の市場金利を指標として金利を決定するときは、契約の締結時には返済金額が決まっていぬ。融資を分割して実行する場合にも同様のことがある。(要物契約論で融資実行時を契約締結と解釈するなら、それまで17条は適用されないことになるが、それでよいかもはっきりしない。)</li> <li>● 法人向け貸付けの実務が考慮されていない。</li> </ul>

交付義務	交付すべき場合	<p>●「貸付けに係る契約を締結したとき」交付するが、貸付けの契約の条件変更の契約は「貸付けに係る契約」に当たるのか、文言上は一応該当しないと考えられるが、趣旨からすれば必要とも考えられるが明瞭でない。</p>
交付義務	媒介の場合の書面交付	<p>●「貸付け」には「金銭の貸借の媒介」が含まれるので、「貸付けに係る契約」には媒介契約が含まれる。この場合、条文の文言からして17条により内容を明らかにすべき契約とは、媒介契約であって、媒介により成立した金銭消費貸借契約ではないと解される。しかし、法律・規則の細かい規定事項は金銭消費貸借契約を想定しており、媒介の場合にどう適用するか難しい。</p> <p>●他の貸金業者の貸付けを媒介する場合、他貸金業者が17条書面を交付して、媒介貸金業者もほぼ同じ17条書面を交付することになるが、このようなことに意味があるのか。</p> <p>●銀行の貸付けを媒介する場合、媒介貸金業者は、銀行には課されていないことをすることになる。また例えば、媒介業者(貸金業者)は、担保の内容について銀行からコピーをもらって、銀行とは別に交付することになるが、必要なことであろうか。</p>
交付義務	<総括>	<p>●こうした細かい規制が意味があるものならばやむを得ないコスト負担とも思われるが、少なくとも、法人向け貸付けの場面を考えると、真に意味のある規制とは思われない。</p> <p>●結局、本来の規制のターゲットである者(悪徳業者)からは無視され、本来はそもそも規制の必要のない正常な業者が意味の乏しいものにコストを負担しているということになっているのではないか。</p>

17条 2項	交付書面の記載事項(保証契約)	「保証債務の弁済の方式」の記載	●借主の「債務の返済の方式」とは、「元利弁済方式」などとの由だが、保証債務は借主の期限失効で一括弁済するのが通常であり、これについてどういう返済の方式の名前を付けるのか、理解に苦しむ。
	交付書面の記載事項(保証契約)	「保証債務以外の負担」「保証債務の弁済方法・弁済場所」の記載	●「保証人が負担すべき保証債務以外の金銭」「保証債務の弁済方法・弁済場所」といった約定は、通常、保証契約にはないと思われる。約定がなければ貸主はこうしたことを主張できないだけのことと思われるが、通常はないものについて、ないと書かせなければならないのだろうか。 ●少なくとも、法人との契約であれば、保証契約書のほかにこうした書類を交付する必要はないと思われる。
	交付書面の記載事項(保証契約)	「保証契約を解除できないときはその旨」の記載	●保証契約は解除特約がなければ解除できず、解除特約は普通は想定できない。にもかかわらず、解除できないとの旨を保証書とは別の書類で交付しなければならぬというのは、過剰規制ではないか。(保証契約の解除とは、保証債務の免責を意味していると解されるが、保証債務の免責として規定されるべきではないか。) ●法人との契約の場合に、このようなことが必要であろうか。

	交付書面の記載事項(保証契約)	「貸付契約に基づく債権の一部弁済等による消滅」の記載	<p>●「貸付けにかかる契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額、年月日」を記載するが、本来、保証契約の締結時点で残存する債務が明らかになれば足りる筈である。</p> <p>例えば、長期のローンで相当期間を弁済後に保証人が追加された場合には、弁済済みの何年間もの弁済明細を作成、交付することになってしまう。こうしたことは、必要なことだろうか。</p> <p>●グレーゾーン金利以上の貸付けで、既払い債務を元本充当計算することにより保証債務を適法な範囲にさせるという場面では意味があるかもしれないが、利息制限法以下の利率の貸付けである場合には関係がない。また、グレーゾーン金利との関係でも、保証契約の締結時に一律交付させることはなく、保証人の請求に応じて交付する義務を課せば足りよう。</p>
17条2項、3項	保証契約の書面交付	契約締結前2種、契約締結後1種の書面交付	<p>●2度に分けて、3種類の書面を、保証契約書とは別に交付することになるが、このような方法をとる必要性が本当にあるのだろうか。このようにしなければ保証人保護が実現できないのだろうか、規制の目的と方法がずれていると思われる。同じようなたくさん書類をもらって返って読まない、当惑するということもある。こうしたことを手間をかけて行ってもほとんど役にたつこともない。</p> <p>●保証債務は、保証契約に特段の定めがなければ、主債務と同じ債務を負うシンプルな関係であり、主債務の契約書と保証契約書を交付することによい筈。保証人の保護は、個人の保証人についての、取立て規制や再生手続きの問題として考えるのが妥当であろう。</p>

18条 1項	受取証書の記載事項	「受取金額の利息、元本への充当額」の記載	<p>●弁済予定表(支払日、支払金額、利息・元本の内訳、弁済後元本が記載されているもの)が予め交付されていて、これに従って弁済されているものについて、受取証書においても利息・元本充当額を重ねて記載する必要はないと思われる。</p> <p>●この利息・元本充当額を都度記載した受取証の交付は、43条のグレーゾーン金利の弁済を有効な任意弁済とする条件ともなっており、個別の受取証書で利息・元本の内訳を記載しなければならないとするのは過剰な規制ではないか。</p>
18条 2項	受取証書交付の特例	預金口座への払込の場合は、請求時交付	<p>●「預金口座払込」、府令に定める方法の場合は、弁済者の請求があった場合にのみ受取証書を交付すればよいと規定されているが、府令の指定はなく、「自動振替」や「手形の決済」により預金口座に払込まれた場合が該当するか明確でない。</p>
43条 1項 2号	みなし弁済の範囲	18条2項の除外	<p>18条には第2項があり、弁済方法が「預金口座への払込」、その他政令で定める方法の場合には、弁済者の請求があった場合に限り18条第1項が適用されるが、第2項に従って受取証を交付していない場合には、グレーゾーン金利の弁済が有効な弁済(みなし弁済)として認められないことになっている。2項の場合でも受領の事実は証明されているし、利息・元本の充当内訳も弁済者が請求すれば明らかにされるので、第2項を除外するのは合理的でない。</p>

24条 2項	債権譲渡 規制	譲受時の譲受人 による17条書 面の借主・保証人へ の交付	<p>【問題】 債権譲渡登記を利用して債権流動化する場合、債務者対抗要件通知(=17条書面交付)は留保するが、文言上は貸金業法に違反する。実務は、趣旨解釈の法律意見書を取得して実行。金融庁も事実上黙認。</p> <p>【疑問】 ●借主・保証人は既に同様の書面をもらっているのに、何故同じ書面の交付が必要なのか。この点、これまで規制緩和要望を提出してきた。⇒ これに対し、金融庁の回答は「債務者等の関知しないところで債権者の変更が行なわれ、請求時に突然、その事実が債務者等に示されるということでは債務者等の保護に十分ではない。」とする。⇒ しかし、17条書面を交付しても、17条書面それ自体が突然であることに変わりはなく、説明になっていない。民法上、債権譲渡は自由である。債権譲渡によって債務の内容は変わらず、債権譲渡は債務者等に不利益を及ぼさない。</p> <p>●債権譲渡時に、借主・保証人が17条書面を改めて交付を受けることが債務者保護の何に資するのか、意義が見出せない。あるとしてもせいぜい、紛失等してしまった場合であろうが、そうであれば、譲受人は債務者等から要求があったときは交付することで足りるものと思われる。また、同じようなものを何度ももらえば混乱する面もあるのではないか。</p> <p>●上記のように譲渡時の17条書面交付は不要であろうと思われるが、それを行なうとしても、少なくとも、通知をすべき時期は債務者対抗要件を具備する時点とするべきである。また、信託会社などの信頼に足る者が譲り受ける場合には適用を除外したりするべきである。</p>
-----------	------------	----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

13条 の2	従業者証 明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業者証明書には貸金業登録番号を記載する必要があるが、貸金業は兼業規制のかかる業態ではなく、他の事業も行なう業者にとっては社員証に貸金業登録番号を記載することの抵抗感がある。登録番号の更新による差替えの問題もある。</li> <li>●法人向け貸付けの実務で、これを提示することが必要な場面はほとんど想定できない。特に貸金業登録番号は従業者証明書に記載がなくても他の書面で証明できれば十分ではないか。</li> <li>●そもそも、これが借主の保護にどのように資するのか疑問である。</li> </ul>
14条	貸付条件 揭示	営業所ごとに貸付 条件を揭示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人向け貸付けの場合は、貸金業者が需要者である法人を訪問等するのが通常であり、借主が貸金業者の店舗を訪問してくる個人向けとは異なる。法人向け貸付けの実務において、貸付条件の揭示を需要者がみるということもほとんどない。</li> <li>●また、貸付条件として揭示するものも、定型的商品を想定した考え方であり、様々なニーズに応じて条件設定を検討する法人向け貸付けにおいては、こうして揭示したものは役に立たないので、このような義務はほとんど意味がない。</li> </ul>
19条	帳簿	営業所ごとの備 付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この「帳簿」は会計上の帳簿のようなものと異なり、その記載事項からしてコンピュータ上のデータとして処理しにくいものを多く含んでおり、結局、契約書のコピーを各営業所毎に備付ける必要がある。契約書等の関連書類等を事務センターや外部倉庫で一括して管理するような場合、各営業所ごとにコピーを取って管理することになる。各営業所にコピーを備えていなくても、必要な場合に数日で営業所に提供されるものとなっている場合には備付けとみなすことは問題がないと思われる。</li> </ul>

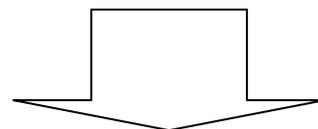
22条	債権証書 返還	債権全部の返済 を受けた場合の 返還義務	●債権は弁済によって消滅すれば以後は請求できないのであるから、債務者は弁済の証を有していれば足りる。少なくとも、法人向け貸付けにおいて、わざわざコストをかけて証書を返還することを義務とする必要はないと思われる。
24条 の7	主任者	営業所ごとの主 任者選任	●法人向け貸付けのビジネスで真っ当に業務を行なっている業者からすると、外部研修を受けた者を主任者としておくことが借主の保護に資するものというのには疑問を感じる。真っ当な業者にすれば外部研修を受けなくとも、法令内容は認識できるものである。また、繰り返し同じ内容について外部研修を受けるといのも不必要と思われる。
2条	媒介規制	金銭の貸借の媒 介者の登録義務	●媒介者は金銭消費貸借について権利関係を有しないにもかかわらず、このような規制を課す必要があるのか、疑問。
8条	変更届出 事項	届出事項の変更 に関する2週間以 内の届出、書類 添付	●支店長、貸金業務取扱主任者が人事異動により交代した場合に、それらの者の住民票を2週間以内に提出しなければならない。転居を伴う異動の場合、転居先住居を決めなければ住民票を取得できないが、転居先の決定は、業務引継ぎ、家族状況(子息の転校など)の関係などによって直ちに決まらないことも少なくなく、現実的でない。 ●貸金業法は、他の業法規制との比較においても、届出対象事項、添付書類が多い。悪徳業者を念頭においたこうした規制は、正常な事業者からすれば、ほとんど意味のない手続きの管理に労力を取られる。
41条 の2	事業報告 書	貸付残高が一定 以上の貸金業者 の報告義務	●経営の健全性の観点の規制ではない貸金業法において、いかなる必要により報告義務を課すのであろうか。 ●貸付けに関する統計的な把握が目的であれば、2条の貸金業の定義から除外されている者の貸付けについても把握すべきであろう。

別紙 3

銀行と貸金業者の金利表示の違い

【貸付条件】	貸付金額: 1000万円	返済条件: 元本－1年後一括払い
	利率: 年4%	利息－貸付日一括先取り
		融資手数料: 1%

貸付条件、顧客の負担はまったく同じ



銀行の金利表示は、  
年4%  
のみ

貸金業者の金利表示は、  
年4%のほかに、  
実質年率年5.2%

[\*] 貸金業法の実質金利計算

融資手数料1%(10万円)、先取利息4%(40万円)が貸付金額から控除されるので、「実際に利用可能な貸付けの金額」950万円を貸して1年後1000万円を返済する貸付の場合と同じ金利が実質金利となる。

$$50 \text{ 万円} \div 950 \text{ 万円} = 0.0526\cdots \text{ (小数点以下3位未満の端数は切り捨て)}$$

## 別紙 4 民事再生法と個人再生の特則（概要）

民事再生法

債務者に制限なく、個人にも適用。しかし、もともと中小企業のための再建手続として構想されており、個人債務者の再生手続としては煩雑過ぎる面あり。  
個人は、結局は破産か任意整理という実態。

↓

個人再生の特則

簡易迅速な処理を目的とする制度。

(2001年4月施行)

『小規模個人再生』	<b>【要件】</b> ①一般債権額 3,000 万円以下、(2004 年 6 月、5,000 万円以下に改正) ②将来の継続的収入を得る見込、 ③債権者の消極的同意 ⇒ 再生計画弁済(債権カット、個別執行禁止) ただし、「形式的平等原則」(簡易迅速処理と債権者の利益保護の調整)
『給与所得者等再生』	『小規模個人再生』の特則。 上記②が給与等定期的収入(変動幅が小さい)の場合、③の債権者同意が不要。
『住宅資金貸付債権』	弁済期間を延長し、担保権実行を制限する制度。

現行の個人再生特則は、クレジットカード・キャッシングなどの多重債務者、企業倒産・リストラによるサラリーマンの破綻に対応することを想定したもの。

しかし、企業経営者などの個人保証債務には対応していない。

## 別紙 5 個人保証の問題の考え方

保証債務の履行の場面は、経営法人の債務不履行の場面。

→ 経営法人の破綻・債務不履行は、保証人の破綻・債務不履行とほぼ同義。  
(保証債務は通常、多額で、個人には返済できない)

→ 従って、保証債務からの個人の保護は、破綻・債務不履行の場面における《再生の問題》。

↓

個人保証債務は、「個人再生手続き」と「保証債務の範囲(利息)の制限」の問題として対処すべき。

これによって、個人保証人の保護は可能となるのではないか。

(法人貸付自体に業者規制と上限金利規制は、不要。)

- ◇ 個人保証の問題は、再生可能な枠組みを作ることが重要。  
悪徳業者も法的整理手続下にある者には手出ししづらい。法的整理をすることが保護になる。
- ◇ 法人貸付の金利条件にかかわらず、個人が保証債務を履行する際における金利の上限範囲を制限。
- ◇ 個人保証に関する悪質な取立を防止するための行為規制も手当てする。

## 別紙 6 「営利法人自己責任貫徹型」の場合の考え方案

### 1. 『個人貸付事業法』と(統一)『個人債務公正取立法』へ

#### 『個人貸付事業法』

##### 【適用対象】

- 「消費者」ではなく、「個人」とする。個人事業主は「個人」とする。

「消費者」は、事業者としての個人が除外される(例:消費者契約法2条)が、  
「個人」は、事業者が除外されない(例:個人情報保護法2条、民事再生法221条)。

##### 【業者規制】

- 「個人」に対する貸付を行なう業者に対し、登録義務を課す。
- 行為規制は、必要かつ意味のある合理的なものへ。
- 無登録での貸付は処罰。処罰はさらに厳罰化、強化。  
例えば、①累犯加重(再犯性は高い)、②懲罰賠償、国による不法収益没収と被害者への分配(違法行為のやり得を許さないシステム)。

#### (統一)『個人債務公正取立法』

個人の債務のすべて(個人貸付事業者の個人向け貸付、銀行による個人向け貸付、法人債務の保証債務を含むすべての債務)について、その公正な取立について統一的に規制する。

## 2. 統一『金利等規制法』へ

- 刑事金利と民事金利を一本化（何%とするかは、別問題として）。
  - ⇒ 規制金利内は、原則、私法上の返還請求権はなし。
  - 現行貸金業法 43 条(任意支払のみなし弁済)も削除。ただし、「個人貸付事業法」の業者規制で、個人借主を保護することも検討してはどうか。例えば、次の点など。
  - ◇ 悪質な違反回収行為をしたような場合には、懲罰賠償等で被害者へ賠償。
- 営利法人の借入には、金利規制を適用しない。
  - 事業資金をどういう条件で調達するかは、事業判断の問題。
  - 規制をすることは、資金ニーズの実現を一律に排除してしまう。
  - ただし、法人の貸付金債務の個人保証債務について、民法の特則として、金利の範囲を制限する。  
(⇒ 3. (2)『保証債務の範囲(利息)の制限』)
- 通称「出資法」は、「受信」行為と「与信」行為という反対の行為を規制しながら、通称は「受信」行為である「出資法」と略称され、分かりにくい。
  - 3条以下は統一「金利等規制法」へ統合することが必要。

「受信」行為	： 1条(出資金)、2条(預り金)
「与信」行為	： 3条以下(金融機関の浮貸し禁止、金銭貸借媒介手数料、高金利処罰など)
- 利息にみなされる金銭には、「外部費用(実費)」は含まないとすべき。

### 3. 民事再生法「個人保証債務の特則」と民法の特例「保証債務の範囲(利息)の制限」

#### (1) 民事再生法『個人保証債務の特則』

現行の個人再生特則は、クレジットカード・キャッシングなどの多重債務者、企業倒産・リストラによるサラリーマンの破綻に対応することを想定したもの。

しかし、法人経営者などの個人保証債務には対応していない。

つぎの点を考慮した、新たな個人再生手続の特則の整備が必要ではないか。

(1) 債権額を制限せず、対象債務を営利法人の債務の保証債務とする。

(2) ①不正行為(会社資金流用、財産隠しなど)がないこと、

②資産の調査と整理など、を前提として、

保証債務を免責または自然債務化(債権者に履行請求権がない)。「形式的平等原則」は解除。

#### (2) 民法の特例『保証債務の範囲(利息)の制限』

法人貸付に金利規制を課さない場合、個人保証人の保証債務履行の場面で、規制金利を超える金利分を保証債務として負う場合が起こり得る。

この点は、民法の特例として、金利の保証債務の範囲(利息)を個人向け貸付の規制金利内の金利分に縮減するものとしてはどうか。

<参考例> 民法一部改正(2005年4月施行)による保証の効力の制限

- 書面(電磁記録含む)契約が、効力要件とされた。
- 個人が行う「貸付金等根保証契約」について、保証債務の範囲等を制限する特例が設けられた。